



これは、社会福祉協議会全国共通のシンボルマークです。手を取りあって、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。

ふくし がっつら

ふれあいネットワーク

編集・発行
(年1回)

社会福祉法人
勝浦市社会福祉協議会(保健福祉センター内)
〒299-5226
千葉県勝浦市串浜1191番地の1
☎(0470)73-6101 FAX(0470)73-6102



八幡岬公園より

平成30年度 市社協の活動計画

社会福祉協議会の平成30年度収支予算及び事業計画について公表します。

1. 平成30年度収支予算

事業活動による収支

単位 千円

収 入		支 出	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
会費収入	6,532	人件費	14,603
寄附金収入	10	事業費	9,918
県補助金収入	66	事務費	2,714
市補助金収入	13,681	貸付事業支出	200
共同募金配分金収入	5,630	助成金支出	2,360
受託金収入	3,630	負担金支出	155
貸付事業収入	200		
事業収入	60		
受取利息配当金収入	7		
その他の収入	100		
収入計	29,916	支出計	29,950

事業活動資金収支差額 △ 34

その他の活動による収支

単位 千円

収 入		支 出	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
積立資産取崩収入	455	積立資産支出	7
		その他の活動による支出	314
収入計	455	支出計	321

その他の活動資金収支差額	134
予備費支出	100
当期資金収支差額合計	0
前期末支払資金残高	0
当期末支払資金残高	0



1. 平成30年度事業計画



事業名	内 容
1. 会 議 等 の 開 催	1. 理事会、監査会、評議員会 2. 評議員選任・解任委員会 3. 勝浦市貸付等審査委員会 4. 合同相談運営委員会
2. 地域福祉推進ネットワーク事業	1. ボランティア連絡協議会との連携・支援(事務局) 2. 広報啓発活動の推進 3. 県主催の会議及び研修会に参加 4. 各地区社会福祉協議会・ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成 5. ボランティア活動(行事)保険の加入支援
3. ボランティアセンター事業	1. ボランティアセンター運営委員会 2. ボランティア情報誌の発行 3. ボランティア講座(介護講座・災害ボランティア・ボランティア交流サロンの開催) 4. おもちゃ図書館開設、夢ぼけっと交流サロン開催 5. ゆうゆう広場開催 6. ほっとパーティー開催協力 7. 高齢者疑似体験セット等の貸出
4. 福祉振興基金活動事業	1. ボランティア活動費助成(各ボランティアグループ及び連絡協議会)
5. 低所得者援護対策事業	1. 生活福祉資金(福祉資金、教育支援資金、総合支援資金等)勝浦市福祉資金貸付金庫の貸付事業 2. 法外援護 3. 歳末たすけあい援護金の支給
6. 児童・父子・母子福祉対策事業	1. 子どもの遊び場遊具の整備事業 2. 特別支援学校児童への図書カード配布 3. 母子福祉会に活動費助成
7. 老人福祉対策事業	1. 独居老人安否確認事業(お元気コール)の実施 2. 各種福祉資金貸付事業の実施 3. 老人クラブ活動の支援(事務局)及び活動費助成 4. 在宅ねたきり老人の慰問及び介護用品の支給(紙おむつ、パッド) 5. 敬老慰問金の支給(80歳以上の独居老人で生活困窮者) 6. 救急医療情報キット配布
8. 心身障害者(児)福祉対策事業	1. 各種福祉資金貸付事業の実施 2. 在宅ねたきり身体障害者(児)の慰問及び見舞金支給
9. 合 同 相 談 (高齢者等相談支援事業)	1. 年間33回開催 保健福祉センター・市役所・上野集会所・総野集会所・興津集会所 午後1時から午後3時まで受付 2. 相談員の研修
10. 趣 旨 普 及 事 業	1. 広報「ふくしかつうら」発行(年1回) 2. ホームページ上での活動状況並びに災害時における情報発信
11. 受 託 事 業	1. 勝浦市保健福祉センターの管理運営 2. 日常生活自立支援事業の実施(県社協委託)
12. そ の 他	1. 地区区長会、遺族会、民生児童委員協議会に活動費助成 2. 千葉県社会福祉大会に参加 3. 共同募金に協力 4. 交通遺児援護事業に協力

※収支予算・事業計画及びボランティアセンター活動の内容は本会のホームページにてご覧頂けます。



平成30年度 やってみようよ福祉のおしごと

福祉の職場 体験事業

参加者募集



小・中・高校生の
体験も大歓迎。

今ここから始める
福祉のお仕事!!

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 千葉県福祉人材センター

〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2-3-1塚本大千葉ビル6F

TEL 043-222-1294 FAX 043-222-0774



◆ 福祉の職場体験とは

Let'sトライ!

福祉の職場体験とは

- 実際の福祉現場での業務を体験することにより、就職への動機づけ等にしていただくことを目的としております。
- 対象範囲、施設・事業所等はホームページでご覧いただけます。



参加対象者

- 福祉・介護・保育の仕事に興味・関心をもっている方
- 千葉県内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望している方

例(このような人)

- 学校を卒業後、福祉・介護・保育関係の仕事がしてみたい。(高校、短大、専門学校、大学に在学中の方)
- 以前ホームヘルパー等の仕事をしていたが、再び就職したい。(資格のある方)
- 他の分野で就労している(していた)が、福祉・介護・保育の仕事への転職を考えている。(転職を希望される方)

期間

- 平成30年4月16日(月)～平成31年3月8日(金)までです。
- 体験者は、1日コース、2日コース、3日コース、4日コース、5日コースの中から選べます。(1日概ね6時間程度です)
- ◇ 1日コース : 初めての現場を見る方にオススメ!
- ◇ 2日コース～4日コース : 1日だと短いという方にオススメ!
- ◇ 5日コース : 現場に就職したい方にとくにオススメです!
- 学生さんの場合、夏休みや冬休みなどを利用してはいかがでしょうか。



体験内容

- オリエンテーション、体験スケジュールや施設概要の説明
- 座学(福祉の職場に必要な知識等の学習)
- 体験(利用者とのふれあい、見学等の現場体験等) ※体験内容は各受け入れ施設・事業所によって異なります。

参加条件

- 職場体験参加者の資格は不問とし、給与は無給となります。
- 職場体験の参加は、原則1人1回限りです。(異なる事業区分の事業所への参加は可能)
- 体験場所への往復交通費や、体験期間中の食事などは実費負担となります。
- 職場体験の参加にあたり、全国社会福祉協議会の用意するボランティア行事用保険に、千葉県福祉人材センターから加入手続きをします。(当センターで負担します。)



留意事項

- 体験専念の義務・利用者の人権の尊重
体験中は体験に専念し、施設の方針や担当職員の指示により行動してください。
施設は利用者にとっての生活の場であることを十分に認識し、利用者の人権を最大限に尊重してください。
- 個人情報を守る義務
この体験において知り得た情報は、体験中はもとより体験後においても、決してこれを他に漏らしてはなりません。
- 健康診断、感染症等に係わる検査について
1日コースについては、健康診断、感染症等に係る検査の実施等を不要とします。
その他のコースにおいては、施設・事業所の要望により、健康診断、感染症等に係る検査の実施等を必要とする場合があります。(ただし、体験者の費用負担はありません。)
- 小・中学生が申込み場合、保護者の同意が必要となります。

平成29年度 社協の活動状況報告

社会福祉協議会の平成29年度収支決算及び活動状況について公表します。

1. 平成29年度収支決算

事業活動による収支

単位 円

収 入		支 出	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
会 費 収 入	6,420,000	人 件 費	13,413,865
寄 附 金 収 入	232,397	事 業 費	7,763,518
県 補 助 金 収 入	66,000	事 務 費	2,210,731
市 補 助 金 収 入	13,128,000	貸 付 事 業 支 出	0
共同募金配分金収入	4,962,970	助 成 金 支 出	2,312,500
受 託 金 収 入 受	3,638,000	負 担 金 支 出	152,100
貸 付 事 業 収 入	0		
事 業 収 入	13,600		
受取利息配当金収入	1,565		
そ の 他 の 収 入	56,938		
収 入 計	28,519,470	支 出 計	25,852,714

事業活動資金収支差額

2,666,756

その他の活動による収支

単位 円

収 入		支 出	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
基金積立資産取崩収入	0	基金積立資産支出	991
		その他の活動による支出	297,600
収 入 計	0	支 出 計	298,591

その他の活動資金収支差額 Δ 298,591


予 備 費 支 出 0

当期資金収支差額合計 2,368,165

前期末支払資金残高 5,190,289

当期末支払資金残高 7,558,454

2. 平成29年度事業報告

事業名	内容	
1. 協議会の運営強化 (1) 会議開催	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会開催 ・評議員会開催 ・評議員選任・解任委員会 ・監査会開催 	
2. 援護活動事業		
(1) 低所得者の援護対策		<ul style="list-style-type: none"> ・歳末たすけあい援護金支給 ・行旅死亡人対策 ・行旅帰宅旅費対策 ・各種生活福祉資金貸付金等の相談援助及び貸付
(2) 児童・父子・母子福祉対策		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校児童への図書カード配布 ・交通遺児奨励金事業協力 ・母子福祉会への活動費助成
(3) 老人福祉対策	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の一人暮らし老人への救急医療情報キット配布 ・市老人クラブ連合会事業の活動支援(事務局)及び活動費助成 ・在宅ねたきり老人に対する介護用品(紙オムツ及び尿とりパッド)の支給 ・80歳以上の一人暮らし(生活困窮者)高齢者への敬老慰問金支給 	
3. 高齢者等相談支援事業 (合同相談事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・合同相談所開設(民生委員・行政相談員・人権擁護員による3者相談) ・合同相談運営委員会開催 	
4. 保健福祉センターの管理運営	・勝浦市からの指定管理者受託	
5. 福祉カーの管理運営	・車椅子搭載可能車両の管理運営(福祉車両貸出及び送迎サービス)	
6. ボランティア活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各ボランティアグループへの活動費助成 ・ボランティア連絡協議会の活動支援(事務局)及び活動費助成 ・ボランティア活動(行事)保険の加入支援 ・ボランティアセンター運営委員会開催 ・災害ボランティアセンター用資機材整備 ・ボランティアセンター事業実施(各種講座、サロン、イベント、施設訪問等) 	
7. 日常生活自立支援事業	・日常的な金銭管理等の生活支援事業の実施	
8. その他事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民生委員協議会、各地区区長会、遺族会、各地区社協等への活動費助成 ・千葉県共同募金会勝浦支会が行う共同募金、歳末たすけあい募金への協力 ・社協事業等啓発のための「ふくしかつうら」発行 ・地区社協が実施するふれあい会食会、敬老会、寿ぎ会への協力 ・独居老人安否確認事業「お元気コール」実施 ・ホームページ上での活動状況等の情報発信 ・千葉県社会福祉大会に参加 	

社協会費

ご協力ありがとうございました

市民の皆様からお寄せいただいた平成29年度の会費は、6,420,000円でした。

各区長様をはじめ区役員の皆様には、会費募集について多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。また、ご協力いただきました市民の皆様にも厚くお礼申し上げます。

この財源は、各種福祉事業(介護用品支給事業やボランティア活動促進等の地域福祉サービスの充実のために活用させていただきました。

今年度も会費募集に、ご協力をお願いします。

ご寄附ありがとうございました

皆様から寄せられた貴重な善意を大切に役立てます。
(平成29年4月～平成30年3月)(敬称略)

- ★勝浦つるんつるん温泉 100,000円
- ★京弘女の会 85,066円
- ★巧光寺 35,000円
- ★勝浦市職員組合 12,331円



日常生活自立支援事業って どんなことをしてくれるの？



※「日常生活自立支援事業」は国庫補助金の名称です。
社会福祉法第2条には「福祉サービス利用援助事業」として制定されています。



定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障害者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

福祉サービスって
何があるんだろう？

1 福祉サービスを安心してご利用 できるようにお手伝いします。



福祉サービス利用援助 「福祉サービス」の利用援助は利用者全員に必ず提供するものです。

- 例えば…
- 福祉サービスについての情報提供を受けられます。
 - 福祉サービスを利用したり、やめるために必要なことを一緒に考えながら手続きをします。
 - 福祉サービスを利用して嫌なことがあったら、苦情解決制度を利用する手続きをお手伝いします。



お金の管理が心配

2 毎日の暮らしに欠かせない お金の出し入れをお手伝いします。



財産管理サービス

- 例えば…
- 医療費、税金、公共料金等を支払うお手伝いをします。
 - あなたの通帳から生活に必要なお金を払い出ししてお渡します。また、預け入れすることもできます。



通帳や年金証書を
どこに置いたか
忘れてしまう

3 大切な書類や印鑑などを お預かりします。



財産保全サービス 金融機関の貸金庫に保管します。
また、宝石、骨董品、貴金属類、株券、有価証券などはお預かりできません。

お預かりできるもの

- 年金証書、預貯金通帳、不動産権利書、契約書類、
- 実印、銀行印
- その他社会福祉協議会が適当と認めた書類



その他、「弁護士・司法書士・社会福祉士紹介サービス」も利用できます。このサービスは、本事業利用者以外の方も利用できます。
※紹介料無料

■お問い合わせ先 社会福祉法人 勝浦市社会福祉協議会 電話 73-6101